

青森県報

号外第七十五号

令和八年

七月二十九日

(水曜日)

目次

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

(地域企業
支援課) ……一

○右

同 …… (同) ……五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イ オンモール下田

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 高田雅史

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変更年月日
イ オン東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 辻雅信	変更なし	
株式会社メガスポーツ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の十一 代表取締役 三浦隆司	変更なし	
株式会社金入 八戸市卸センター二丁目四の一二 代表取締役 金入健雄	変更なし	
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	
株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町木ノ下南二の五五〇 代表取締役 小泉輝美	変更なし	
有限会社みますや 上北郡おいらせ町上明堂一〇五の二 代表取締役 三浦了	変更なし	
株式会社ファイブフォックス 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目三八の一二 代表取締役 風間隆行	株式会社ファイブフォックス 東京都品川区北品川六丁目七の二 代表取締役 風間隆行	令和 七・七・二四
丸高衣料株式会社 大阪府大阪市中央区玉造二丁目八の三 代表取締役 高浦隆彦	変更なし	

株式会社市川屋 上北郡おいらせ町上明堂九三の二 代表取締役 木村雅行	株式会社タカキュー 東京都板橋区板橋三丁目九の七 代表取締役 伊藤健治	株式会社コックス の東京都中央区日本橋浜町一丁目二 代表取締役 三宅英木	有限会社北上青果 十和田市東二四番町一八の六 代表取締役 北上孝穂	株式会社大竹菓子舗 十和田市東一番町七の二八 代表取締役 大竹正美	エス・ホールディングス株式 会社 東京都中央区銀座一丁目一九の七 代表取締役 丸山雅史	株式会社盛田 八戸市大字三日町一四の一 代表取締役 盛田明	株式会社ジーフット 東京都中央区新川一丁目一四の一 代表取締役 木下尚久	株式会社キンゲ 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 長島希吉	株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	株式会社ヤマダヤ の愛知県名古屋市中区城西一丁目三 代表取締役 山田太郎
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社キンゲ 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 木原伸一	変更なし	変更なし
								令和 七・六・七		

株式会社アルファベツトパステル 北海道札幌市中央区南二条西二五 丁目 代表取締役 濱田一康	株式会社友和 東京都中野区中央五丁目七の一 代表取締役 小林敬一	株式会社ライトオン 東京都台東区元浅草二丁目六の六 代表取締役 大峯伊索	株式会社ヴィレッジヴァンガード コロボレーション 愛知県名古屋市中村区上社一丁目 一八〇二S T B A S E 上社五階 代表取締役 白川篤典	株式会社ライフスタイルイノベーション シヨン 東京都港区北青山三丁目五の一〇 代表取締役 木津英之	株式会社ハピネス・アンド・ディ 東京都中央区銀座一丁目一六の一 代表取締役 田篤史	株式会社アダストリア 東京都渋谷区渋谷二丁目二の一 渋谷ヒカリエ二七階 代表取締役 北村嘉輝	パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 二七の一三名駅錦橋ビル六階 代表取締役 福井正弘	パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 二七の一三名駅錦橋ビル六階 代表取締役 香西雅弘	有限会社ツキウ時計店 八戸市湊町本町四三 代表取締役 月館嵩	株式会社水晶堂 八戸市小中野五丁目一の二五 代表取締役 小野寺太朗
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 二七の一三名駅錦橋ビル六階 代表取締役 香西雅弘	パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 二七の一三名駅錦橋ビル六階 代表取締役 香西雅弘	変更なし	変更なし
							令和 七・五・六			

株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二 五の一 代表取締役 向井正太郎	株式会社キャメル珈琲 東京都世田谷区代田二丁目三一の 八 代表取締役 尾田信夫	株式会社バリエーションプランニング 兵庫県神戸市中央区坂口通七丁目 二の一七 代表取締役 井元憲生	株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	青木フールツ株式会社 福島県郡山市八山田五丁目四〇五 代表取締役 青木大輔	株式会社バリミキ 東京都中央区日本橋室町二丁目四 の三 代表取締役 垣吉裕司	株式会社ブラックワン 八戸市南白山台三丁目一の一五 代表取締役 佐藤一成	株式会社中央コンタクト 静岡県静岡市葵区伝馬町三の一深 尾ビル三階 代表取締役 藤本亮吉	株式会社ストライプインターナ ショナル 岡山県岡山市北区幸町二の八 代表取締役 川部将士	有限会社シーガルデイレクション 秋田県大館市清水四丁目七一の一 の三 代表取締役 小畑賢
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社バリミキ 東京都中央区日本橋室町二丁目四 の三 代表取締役 呉哲民	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
					令和 八・四・三				

株式会社ディーエイチシー 東京都港区南麻布二丁目七の一 代表取締役 宮崎緑	株式会社ANA P 東京都港区南青山四丁目二〇の一 九 代表取締役 若月舞子	株式会社ジンズ 群馬県前橋市川原町二丁目二六の 四 代表取締役 田中亮	有限会社仁科 岩手県盛岡市みたけ三丁目一八の 二九 代表取締役 仁科大史	有限会社ビス・カンパニー 宮城県仙台市泉区根白石字下河原 三九 代表取締役 陳必正	株式会社パティーズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤啓一	株式会社ベルーナ 埼玉県上尾市宮本町四の二 代表取締役 安野清	株式会社青森トリアル 福岡県福岡市東区多の津一丁目一 二の二 代表取締役 柏村昌弘	外川園 青森市大字石江字江渡二六の二 代表 外川祐次
株式会社ディーエイチシー 東京都港区芝五丁目三四の二ミタ マテラス一五階 代表取締役 宮崎緑	株式会社ANA Pホールディング ス 東京都港区南青山四丁目二〇の一 九 代表取締役 川合林太郎	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
令和 八・四・一	七・四・一							

株式会社明翔 福島県福島市仁井田字谷地北四一 の代表取締役 本田明志	株式会社ブルビープランニング 福島県須賀川市南町一三〇 の代表取締役 栗城幸一	株式会社Calinet 北海道札幌市東区北三三条東一〇 丁五の代表取締役 高橋哲也	マルホン株式会社 宮城県仙台市若林区卸町二丁目八 の代表取締役 安曇亮	株式会社ジュビリー 東京都目黒区鷹番二丁目一〇の二 高越マンション二階 の代表取締役 角野宏明	株式会社コカ 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三 丁目三五の代表取締役 吉田健一郎	株式会社ジーユー 山口県山口市佐山一〇七一七の一 の代表取締役 柚木治	株式会社バルグループホールディ ングス 大阪府大阪市中央区道修町三丁目 六の一の代表取締役 松尾勇	株式会社明翔 福島県福島市仁井田字谷地北四一 の代表取締役 本田明志
変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	株式会社ジーユー 山口県山口市佐山一〇七一七の一 の代表取締役 黒瀬友和	株式会社バルグループホールディ ングス 大阪府大阪市中央区道修町三丁目 六の一の代表取締役 児島宏文	昭和西川株式会社 東京都町田市原町田六丁目二七の 代表取締役 西川元一朗
						令和 七・四・一	七・三・一	令和 七・三・四

1
届出年月日
令和八年七月八日

2
届出書の縦覧
場所
青森県経済産業部地域企業支援課及びおいらせ町役場

3
期間
令和八年七月二十九日から同年十一月三十日まで

4
時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

5
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

6
意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1
提出期限
令和八年十一月三十日

2
提出先
青森県経済産業部地域企業支援課

3
記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由

4
言語
意見書は、日本語により記載すること。

株式会社オンワード樫山
東京都中央区日本橋三丁目一〇の
五
代表取締役社長執行役員 保元道
宣

令和
七・九・三

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年七月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟
青森市三好二丁目三の一九 外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社東日本アセット
青森市三好二丁目三の一九
取締役 秋元浩
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の営業時間 （但し、閉店時刻午後八時に限り、閉店時刻午後九時に限る）	A棟小売業者 二十四時間営業者 閉店時刻午後八時 B棟小売業者 二十四時間営業者 閉店時刻午後八時 F棟小売業者 二十四時間営業者 閉店時刻午後九時	A棟小売業者 二十四時間営業者 閉店時刻午後八時 B棟小売業者 二十四時間営業者 閉店時刻午後八時 F棟小売業者 二十四時間営業者 閉店時刻午後九時	令和 八・〇・一〇
荷さばき施設 （荷さばき施設A）	荷さばき施設A 二十四時間営業者 午前六時から午後九時	荷さばき施設A 二十四時間営業者 午前六時から午前〇時	
荷さばき施設 （荷さばき施設B）	荷さばき施設B 二十四時間営業者 午前六時から午後九時	荷さばき施設B 二十四時間営業者 午前六時から午後九時	
荷さばき施設 （荷さばき施設F）	荷さばき施設F 二十四時間営業者 午前六時から午後九時	荷さばき施設F 二十四時間営業者 午前六時から午後九時	

令和八年七月十五日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

2 期間

令和八年七月二十九日から同年十一月三十日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年十一月三十日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

四 届出年月日

(発行所・発行人)	青森市長島一丁目一番一 青森県
(印刷所・販売人)	青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十四円九十五銭